

**JCG 海上保安庁 JAPAN COAST GUARD 大阪湾海上交通センター**

**トップページ 気象情報 潮流潮汐 大型船予定 漁船情報 ライブカメラ**

**大型船の入航調整等**

**<はじめに>**

明石海峡は、1日約650隻の大小様々な船舶が通航する海域で安全に通航するために、海上交通安全法に基づく航路が定められています。

明石海峡航路は、それぞれ、幅750mの東航レーンと西航レーンに分離され、航路中央を明示するブイとして、明石海峡航路中央第一号灯浮標、中央第二号灯浮標、中央第三号灯浮標が設置されています。

◎巨大船や危険物積載船などが、狭い航路に同時に入航しないよう、航路への入航時間を調整したり、視界不良時には、航路外での待機を指示したり、レーダやAISなどにより船舶の動静を把握しています。



**1 航路通報**

明石海峡をより安全に航行していただくために、海上交通安全法第23条の規定に基づき、次のとおり航路通報を行ってください。

a. 船舶及び通報時期

航路通報対象船舶	通報時期
・巨大船 ・長さ160m以上の船舶(巨大船を除く) ・積載している危険物が液化ガスである総トン数2万5千トン以上の危険物積載船 ・長さが160m以上の物件えい航船等 ・上記以外の危険物積載船	航路入航予定日の前日正午まで 航路入航予定時刻の3時間前まで

○定義

巨大船	・長さ200m以上の船舶
危険物積載船	・80トン以上の火薬類を積載した総トン数300トン以上の船舶 ・引火性の高圧ガスをばら積した総トン数1,000トン以上の船舶 ・引火性液体類をばら積した総トン数1,000トン以上の船舶 ・200トン以上の有機過酸化物を積載した総トン数300トン以上の船舶
物件えい航船等	・船舶、いかだ等の物件を引き、又は押して航行する船舶

b. 通報事項

海上交通安全法施行規則第13条に定められた事項のほか、水先人の乗船の有無についても併せて通報願います。

c. 通報方法

通報方法	電話番号等	通報先
FAX	廃止	大阪湾海上交通センター
電話	078-381-7611、7612	
VHF電話		

JGD	こうべはん
JNE	ひろしまはん
書面	

## 2. 変更通報

航路通報した事項に変更があった場合は、変更通報を行ってください。航路入航予定時刻の変更については、10分以上の変更があるときに通報してください。

通報方法	呼出名称等
VHF電話	呼出名称：こうべはん又は、ひろしまはん（経由）明石航路管制官 呼出周波数：CH16
船舶電話	電話番号：078-381-7611、7612

## 3. 管制計画の作成

当センターでは、航路通報対象船舶からの航路通報を受け、航路への入航間隔などを調整（入航時刻の変更を指示）して、航路内の安全を確保しています。



## 4. 位置通報

情報提供を適切に行うため、下表に掲げる船舶は、レーダーで各船を識別する必要がありますので、位置通報を行ってください。ただし、AISを適正に運用している船舶は省略することができます。

位置通報対象船舶	通報時期	通報事項	通報方法
・長さ50m以上の船舶 ・100m以上の 物件えい航船等	最初の位置 通報ライン	・船名及び信号符字 ・通過ラインの略称 ・通過時刻 ・行き先	・VHF電話 呼出名称：おおさかマーチス 呼出周波数：CH16 ・船舶電話 電話番号：078-381-7611 7612

## 5. 視界不良における航路外待機

視界不良時には、海上交通安全法第10条の2の規定に基づき、航路外での待機を指示します。

視程	対象となる船舶
200m以下	・巨大船 ・特別危険物積載船（※） ・長さが200m以上の物件えい航船等
100m以下	・長さ160m以上の船舶 ・危険物積載船 ・長さが160m以上の物件えい航船（押）航船

※特別危険物積載船とは危険物積載船で総トン数5万トン（積載している危険物が液化ガスである場合には2万5千トン）以上の船舶をいいます。

